注記（全体財務書類）

１ 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの･･･････････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの･･･････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産･･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの･･･････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･･････････････････････再調達原価

なお、地方公営企業会計においては、原則、取得原価としています。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

市場価格のないもの･･･････････････････････出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品･･･････････････････････先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げにより算定）

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（※）･･･････････････････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3 年 ～ 60 年
工作物	7 年 ～ 75 年
物品	3 年 ～ 20 年

② 無形固定資産（※）･･･････････････････････定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

（※）リース期間が１年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① リース期間が１年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、短期的に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、藤沢市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計については、税抜方式によっています。

(9) 決算日が一般会計等と異なる場合の処理

各会計の決算日に相違はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

(1) 重大な災害等の発生

令和７年９月４日に発生したリサイクルプラザ藤沢の火災による建物、機械器具及び物品の一部損傷により、令和８年度に原状回復費用等が見込まれています。（金額は未定）

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
藤沢市土地開発公社	－	－	3,561 百万円	3,561 百万円
合　計	－	－	3,561 百万円	3,561 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 横浜地方裁判所令和７年（ワ）第 5362 号

損害賠償請求事件　10 百万円

5 追加情報

(1) 連結対象会計

区分	会計名	区分	連結の方法
全体財務書類	国民健康保険事業費特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	介護保険事業費特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	後期高齢者医療事業費特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	下水道事業費特別会計	地方公営企業会計	全部連結
全体財務書類	藤沢市民病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結

連結の方法は次のとおりです。

① 特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産は、次のいずれかに該当する資産のうち、当市が特定した資産をいい、 売却を目的として保有している棚卸資産については含まれません。

・現に公用又は公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む。）

・売却が既に決定している、又は近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

事業用資産	1,082 百万円
土地	893 百万円
建物	15 百万円
工作物	174 百万円
物品	45 百万円

貸借対照表における簿価を記載しています。